

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

## 秩父市農業委員会 平成29年 第6回 定例総会 議事録

- 1 開催日時 平成29年6月22日(木) 午後2時00分から  
同日 午後3時14分まで
- 2 開催場所 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室〔秩父市熊木町〕

### 3 出席委員(24人)

会 長	8番	新 井 徳 弘	会長職務代理者	26番	糸 東 男
委 員	1番	山 中 宇 一	委 員	2番	新 井 一 郎
委 員	3番	武 島 昭 夫	委 員	4番	横 田 友
委 員	5番	新 井 秀	委 員	6番	山 中 進
委 員	7番	富 田 俊 和	委 員	10番	青 葉 正 明
委 員	11番	岩 崎 智 子	委 員	13番	石 橋 総 一 郎
委 員	14番	大 島 正 一	委 員	15番	高 岸 義 雄
委 員	16番	新 井 信 義	委 員	17番	番 場 誠 二
委 員	18番	島 崎 博 行	委 員	19番	町 田 一 郎
委 員	20番	福 島 久 雄	委 員	21番	内 田 修 司
委 員	23番	高 野 忠 財	委 員	24番	高 橋 信 之
委 員	25番	田 口 俊 夫	委 員	27番	加 藤 勝 市

### 4 欠席委員(2人)

委 員	9番	内 田 武 男	委 員	12番	長 谷 川 満
-----	----	---------	-----	-----	---------

### 5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告
- (6) 審 議 議 案 の 報 告
- (7) 議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議案第28号上程 秩父市農業委員会所管に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則

議案第29号上程 秩父市農業委員会所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

議案第30号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第31号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (5件)

議案第32号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (12件)

議案第33号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第34号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

(8) 閉 議 ・ 閉 会

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査	帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補	岩 田 直 樹
主 幹	新 井 幸 男	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

## 7 会議の概要

### (1) 開 会 ・ 開 議

議長(新井 徳弘 会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### (2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### (3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 本日は、9番 内田 武雄 委員 及び 12番 長谷川 満 委員 から欠席の通告がありました。よって、委員定数26名中24名が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

#### (4) 議事録署名委員の指名

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） ご異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 19番 町田 一郎 委員、23番 高野 忠財 委員、以上お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

#### (5) 諸 報 告

議長（新井 徳弘 会長） 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。

#### (6) 審 議 議 案 の 報 告

議長（新井 徳弘 会長） 次に、本日ご審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成29年第6回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第28号 秩父市農業委員会所管に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則、議案第29号 秩父市農業委員会所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について が5件、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について が12件、議案第33号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第34号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### (7) 議 案 審 議

議案第28号上程 秩父市農業委員会所管に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

**議長（新井 徳弘 会長）** これより、議案の審議に入ります。議案第28号 秩父市農業委員会所管に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 議案第28号について説明をいたします。まず、議案書の1ページをお開きください。このたび、提案いたしますのは、秩父市農業委員会所管に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則を制定するものです。その理由ですが、議案書とともに配布いたしました資料の1ページ及び2ページをご覧ください。1ページには、このたび廃止する規則を掲げておりますが、2ページにありますとおり、秩父市情報公開条例施行規則が一部改正されたことに伴い、この規則の施行にあたり、実施機関として農業委員会が含まれることになったもので、言い換えますと、農業委員会の所管に係る公文書の公開に関し必要な事項については、市長の権限に属する規則により行うこととされたため、農業委員会規則を制定しておく必要がなくなったため廃止するものです。なお、実施機関に農業委員会が含まれていることにつきましては、資料の3ページをご覧ください。次に、議案書の2ページをお開きください。附則についてですが、この規則は、公布の日から施行いたします。説明は以上です。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はありませんか。

（「質疑なし」という人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第28号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は可決されました。

#### 議案第29号上程 秩父市農業委員会所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、議案第29号 秩父市農業委員会所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を議題といたします。事務局に議案の説

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 議案第29号について説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。このたび、提案いたしますのは、秩父市農業委員会所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を制定するものです。その理由ですが、議案書とともに配布いたしました資料の4ページ及び5ページをご覧ください。4ページには、このたび廃止する規則を掲げておりますが、5ページにありますとおり、秩父市個人情報保護条例施行規則が一部改正されたことに伴い、この規則の施行にあたり、実施機関として農業委員会が含まれることになったもので、言い換えますと、農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関し必要な事項については、市長の権限に属する規則により行うこととされたため、農業委員会規則を制定しておく必要がなくなったため廃止するものです。なお、実施機関に農業委員会が含まれていることにつきましては、資料の6ページをご覧ください。次に、議案書の4ページをお開きください。附則についてですが、この規則は、公布の日から施行いたします。説明は以上です。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はありませんか。

（「質疑なし」という人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第29号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は可決されました。

**議案第30号上程 農地法第3条の規定による許可申請について** （1件）

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井 幸男 主幹** 議案第30号の案件について説明をいたします。譲受人は ○○さん、譲渡人は ○○さんです。申請地は 下吉田字井上、畑2筆、計1, 586平方メートルです。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、秩父市

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

役所吉田総合支所から南西に約700メートル先にあり、譲受人の自宅から南南西に約400メートル先にあります。申請事由ですが、譲渡人は、現在、秩父市上町に在住しておりますが、職業は医師であり、農業経験はなく、十分に自らが耕作することができないことから、隣接する農地を所有する者である譲受人に売り渡すこととし、申請したものです。現在、譲受人は、下吉田地内に田1筆、畑26筆、計16,446平方メートルの農地を所有しており、妻とともに、水田や果樹、野菜栽培の農作業に従事しております。ぶどう栽培においては、シルバー人材センター等を頼み、手伝いを入れて管理しています。また、釜の上ぶどう生産組合では顧問を務め、地域の農業者とも、積極的に関わりを持ち、協力もしております。一方、所有する農地のうち、山間部の農地については山林化している場所もあり、約4,500平方メートルについては耕作することができない状態となっています。保有する農業機械につきましては、トラクター1台、耕運機3台、乗用田植え機1台、油圧ショベル1台、自走式草刈機1台、動力噴霧器1台で、農作業の経験は55年におよびます。このたびの申請地を取得することになれば、譲受人は、ここに蜂屋柿を植栽することにしており、また、申請地に隣接する農地を所有しておりますので、集積が図られるものと考えます。以上により、申請地を取得した後の耕作面積は13,523平方メートルとなり、吉田地区における下限面積要件を満たしておりますし、農地を効率的に利用するとして要件及び地域との調和もともに満たしていると考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**19番（町田 一郎 委員）** 概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。譲受人は、吉田地区において大規模に農業を経営しております。譲渡人は、農業経営に携わっておりませんので、正に、両者の思惑が一致しております。さらに、申請地が譲受人が所有する農地に隣接しており、平坦なところですので、より効率的に耕作することができます。許可をしてよろしい案件であると思います。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はありませんか。

（「質疑なし」という人あり）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第30号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

**議案第31号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （5件）**

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は 中村町四丁目、畑1筆、707平方メートルで、平成3年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、県道208号 秩父停車場秩父公園線 秩父公園橋交差点から北東に約70メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地です。申請人は、高齢となり、農作業を行うことが困難になったため、土地を有効に利用することについて検討した結果、申請地上に太陽光発電施設を設置することを計画しました。計画では、太陽光パネル176枚とその他必要な機器等を設置することになっています。また、資金調達計画も整っており、経済産業省からは発電設備の認定を、東京電力株式会社からは電力需給契約の申込みについての承諾をそれぞれ得ております。隣接する農地はなく、住宅地に囲まれております。したがって、転用することにより周辺の営農状況に被害が及ぶことはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

**帆刈 敏晃 主査** 番号2の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は 黒谷字硫黄ノ下、畑1筆、316平方メートルで、平成4年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道と銅黒谷駅から北に約700メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者は申請地の近くに居住し、観光農園を経営しておりますが、居住している母屋が老朽化したため、申請地に住宅を新築したいとして、このたび申請したものです。また、同じく近

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

くに併設している観光農園の直売所兼休憩所は手狭ということもあり、今ある母屋は取り壊さず、観光農園の休憩所兼倉庫として活用する予定とのことです。申請地には、今年の春先までぶどうの木や棚がありました。住宅建築の予定があることからそれらは撤去し、現在は保全管理状態になっておりました。また、申請地は、秩父市が定める農業振興計画における振興区域内にある農用地でしたが、平成29年1月13日付けで区域からの除外する旨の決定を受けています。申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を受けておりますので、周辺の営農への配慮はなされているものと思われま

**新地 広幸 主幹** 番号3から番号5までの案件について説明をいたします。これらの案件に係る申請者は同一人で、〇〇さんです。

それでは、番号3の案件について説明をいたします。申請地は大滝字栃本、畑1筆、819平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は国道140号線 栃本関所跡から東へ約250メートル先の山間地にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は、平成5年頃に、合併前における旧大滝村が行った農道国替線の工事が完了する際に、道路に接する申請地の一部を、申請者の父が当時経営していた民宿の駐車場として使用してしまい、現在は、自宅駐車場として使用し、車庫や私道を作ってしまったものです。このたび申請者が、所有する土地について調べたところ、申請地が農地であることが判明し、地目を是正したいとして、始末書を添付の上、申請したものです。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、駐車場や私道に使用され、車庫が1棟、建てられておりました。

次に、番号4の案件について説明をいたします。申請地は大滝字栃本、畑1筆、99平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図は同じく4ページをご覧ください。申請地は、番号3に係る申請地より約60メートル東側にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、昭和50年頃に、合併前における旧大滝村が行った自宅前の村道工事により、申請地が自宅敷地と同じ高さになったため、申請者の父が庭の一部として使用してしまったものです。このたび申請者が、所有する土地について調べたところ、申請地が農地であることが判明し、地目を是正したいとして、



公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

始末書を添付の上、申請したものです。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、宅地と一体となった庭として使用されておりました。

次に、番号5の案件について説明をいたします。申請地は、大滝字栃本、畑1筆、495平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図は同じく4ページをご覧ください。申請地は、番号3に係る申請地の北側にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は昭和50年頃から、申請者の父親が民宿経営のため、既存の建物を改築する際に、隣接する申請地にまで、建物を建て、使用してきてしまったものです。このたび申請者が、所有する土地について調べたところ、申請地が農地であることが判明し、地目を是正したいとして、始末書を添付の上、申請したものです。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、物置が1棟、建てられておりました。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**27番（加藤 勝市 委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。申請者は、すでに3か所において転用の許可を得て太陽光発電施設を設置しており、このたびで4か所目となります。このたびの案件は、以前の案件とは異なり、住宅地に囲まれた所にあります。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**25番（田口 俊夫 委員）** 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましても、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**1番（山中 宇一 委員）** 番号3から番号5までの案件について、一括して意見を申し上げます。概要につきましても、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、追認により地目を是正する案件でもありますので、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第31号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 賛成多数であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第32号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （12件）**

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1から番号4までの案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが。譲受人は株式会社〇〇、譲渡人は〇〇さんです。申請地は中村町三丁目、畑1筆、59平方メートルで、昭和58年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、県道208号 秩父停車場秩父公園線 秩父公園橋交差点から南西に約590メートル先にあり、立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。譲受人は、〇〇郡〇〇町に本店を置き、体育、スポーツクラブの管理運営等を行っている法人です。転用目的はスポーツ施設用地であり、既存の駐車場の拡張です。現在、当スポーツ施設は自動車51台分の駐車場を保有しておりますが、事業拡大のために既存部分が手狭となったため、既存の駐車場に加えて新たに申請地、当該申請地と隣接する雑種地の現況農地部分、介在している畦畔部分を買って一体利用し、新たに8台分の駐車場として使用したいとして申請したものです。一体利用後の敷地面積は、建物部分、駐車場部分を合わせて計3,077.73平方メートルとなります。なお、資金調達計画も整っており、隣接地に農地もないことから、転用により周辺の営農状況に被害が生じることはないものと考えます。申請地を確認しましたところ、耕作されており、野菜が作付けされておりました。

次に、番号2の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は上宮地町、畑2筆、計322平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、埼玉県警察 秩父警察署から南に約130メートル先にあり、立地の

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅用地です。借受人と貸渡人とは親子であり、息子である借受人夫婦は現在、上宮地町のアパートで借家住まいをしておりますが、手狭となってきたために、このたび、父親である貸渡人の住宅に隣接する農地上に、新たに自己用住宅を建設するものです。なお、申請地のうち1筆には、昭和47年頃から、物置や車庫、駐輪場、カーポートが建てられていました。物置に関しては住宅建築のために取り壊すものの、その他の建築物は自己用住宅建築後も引き続き使用していきたいとして始末書を添付しています。また、既存の物置の解体費用も含めて資金調達計画も整っており、隣接する農地を耕作する者からの転用することに対する承諾を得ております。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、建物が建てられており、宅地として使用されておりました。なお、もう1筆の申請地は、農地として適正に管理されておりました。

次に、番号3及び番号4の案件について説明をいたします。借受人は 学校法人 〇〇、貸渡人は 〇〇さんです。申請地は、番号3につきましては、中宮地町、畑1筆、492平方メートル、番号4につきましては、中宮地町、畑1筆、575平方メートルであり、いずれも、平成12年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、国道140号 聖地公園交差点から北西に約240メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。概要ですが、申請地付近には、借受人が経営する幼稚園がありますが、このたび、認定こども園を建設するにあたり、建物の工事を行うことになりました。それに伴い、番号3では建築資材仮置き場として、番号4では現幼稚園の仮の園庭として、それぞれ一時的に使用したいとして、転用の申請をしたものです。一時的に転用する期間は、番号3では平成30年6月20日まで、番号4では平成30年10月20日までです。なお、番号4につきましては、仮園庭として使用すべく、すでに平成29年4月20日より、農地の一部に数十センチメートルの盛り土をしてしまっており、そのことにつきましては、始末書を添付しております。現況を確認しましたところ、番号3では農地として適正に管理されており、番号4では、ただいま説明をしたとおり、農地部分に盛り土がされておりました。

**帆刈 敏晃 主査** 番号5から番号10までの説明をいたします。

まず、番号5についてですが、借受人は 〇〇さん、貸渡人は 〇〇さんです。申請地は 大野原字蓼沼、畑1筆、51平方メートルで、平成20年に売買によ

り取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校から北に約500メートル先にあり、立地の基準としましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、今年、申請地に隣接する土地に住宅を新築しましたが、盛土をして建築したことで、前面に接する道路側に擁壁を設置しなければならなくなり、結果、本申請地を進入路として利用しなければ宅地に入出入りできなくなってしまうました。現在すでに、砂利を敷き、進入路として使用していることから、始末書を添付した上で、申請しております。申請地に隣接する土地に農地はありませんでした。

次に、番号6の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は黒谷字岩下、畑1筆、369平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校から東北東に約950メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人家族は現在、市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、何かと手狭になってきました。そこで、実家に隣接する土地である本申請地を父親である貸渡人より借り受け、ここに住宅を新築することとして申請したものです。申請地の現況は不耕作でした。また、申請地に隣接する農地を所有する者から農地転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。

次に、番号7の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は山田字上矢追、畑1筆、615平方メートルで、昭和47年に贈与により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北西に約350メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人家族は現在、市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、何かと手狭になってきました。そこで本申請地を買い受け、ここに二世帯住宅を新築することとして、このたび申請したものです。二世帯住宅が完成した後は、譲受人家族とその祖父母が入居する予定です。申請地は保全管理がなされており、桑の木も数本残っております。また、申請地に隣接する農地を所有

する者及びその相続人から、農地転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農への配慮がなされているものと思われま

す。次に、番号8の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は山田字下西新木、畑1筆、142平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北に約330メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人家族は、現在、市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、何かと手狭になってきました。そこで、本申請地と北側に隣接する宅地を買い受け、2筆を一体的に利用し、ここに住宅を新築することとして、このたび申請したものです。申請地は保全管理がなされておりました。また、申請地に隣接する農地を所有する者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いものと思われま

す。次に、番号9の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は山田字塔ノ入、畑2筆、計300.04平方メートルで、枝番号1については、昭和45年に相続により、枝番号4については、平成12年に譲与により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北東に約830メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人家族は現在、さいたま市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、何かと手狭になってきました。そこで、実家に隣接する本申請地を父親である譲渡人から贈与にて譲り受け、ここに住宅を新築することとして、このたび申請したものです。申請地は不耕作でした。また、申請地に隣接する農地を所有する者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いものと思われま

す。次に、番号10の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は山田字下大榎、畑1筆、955平方メートルで、昭和50年に贈与により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠小学校から南東に約1.2キロメートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていな

い小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、現在、おおむね管理されているものの不耕作状態にある本申請地は、傾斜もあり、また貸渡人も高齢になってきたため、畑として利用していくことが困難になってきました。そこで、貸渡人の義理の弟である借受人が、ここを使用貸借にて借り受け、太陽光発電施設を設置したいとして、このたび申請したものです。計画では、太陽光パネル240枚と、その他必要な機器等を設置する予定です。また、太陽光発電施設を設置することについて、経済産業省から設備認定通知を受理しており、東京電力株式会社への電力受給契約申込みについて受付がなされております。申請地に隣接する農地を所有する者から農地転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農への配慮がなされているものと思われま

**上林 敏一 事務局長** 番号11の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さんです。貸渡人は〇〇さんで、借受人の妻の祖父にあたります。申請地は寺尾字植田、田1筆、畑1筆、計499平方メートルで、昭和38年に相続により取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は、国道299号尾田蒔交差点から東に約500メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、住宅用地です。借受者は、住民票は実家がある住所にありますが、実態は、市内の賃貸住宅に家族とともに住んでおります。生活する上で何かと手狭になったため、住宅を建てること考え、妻の祖父である貸渡人に相談したところ、申請地を借り受けることになり、このたび、転用することについて申請したものです。なお、資金調達を含めた事業計画も適正ですし、申請地に隣接する農地を耕作する者から、転用することに対する承諾を得ており、転用することにより、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま

**新井 幸男 主幹** 番号12の案件について説明をいたします。借受人は有限会社〇〇、貸渡人は〇〇さんです。申請地は下吉田字取方、畑1筆、409平方メートルで、昭和47年に相続により取得した土地です。案内図の15ページをご覧ください。申請地は市道吉田幹線2号線取方交差点から南東に約200メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いた

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

しました。次に、申請事由ですが、申請地は、平成15年頃より隣接する旅館施設の倉庫敷地、搬入口として使用してしまっており、今後も同様に使用したいとして、始末書を添付して申請したものです。契約の内容は、賃貸借権の設定となっております。現地を確認したところ、申請地は宿泊施設と日帰り温泉施設の敷地に囲まれた立地となっており、申請のとおり、冷蔵庫や倉庫が設置され、宿泊施設の搬入口としても使用しておりました。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**27番（加藤 勝市 委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**11番（岩崎 智子 委員）** 番号2から番号4までの案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。いずれの案件も、許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**24番（高橋 信之 委員）** 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**25番（田口 俊夫 委員）** 番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**10番（青葉 正明 委員）** 番号7から番号10までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**18番（島崎 博行 委員）** 番号11の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**19番（町田 一郎 委員）** 番号12の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。追認による案件でもありますし、周囲に農地がありませんので、許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

(間がある)

**議長(新井 徳弘 会長)** 質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第32号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第33号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)**

**議長(新井 徳弘 会長)** 次に、議案第33号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 議案第33号について説明をします。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、秩父市長からの依頼により、農業委員会の決定を求められているものです。借受人、利用権の設定を受ける者は株式会社〇〇、貸付人は〇〇さんです。土地の所在は、大宮字上ノ台、畑3筆、計3,578平方メートルです。案内図の16ページをご覧ください。申請地は、県立秩父特別支援学校から西側に約290メートル先にあります。利用権設定期間ですが、平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間です。借受人は旅館業のほか、無農薬、有機肥料使用等により生産される生鮮食品の製造、販売等の事業を営んでいる法人です。このたびの利用権設定を行う土地は、かつて国で進めていた企業による農業参入の制度である、特定法人貸付事業に則り、平成20年に、株式会社〇〇から相談があったものを、平成21年5月に手続きをして以後、農地として借り受けていた場所です。本来、平成21年度からこの貸付制度は廃止され、農地の貸し借りについては、農用地利用権設定等の申し出により実施されるべきところを、手違いから旧制度のまま、現在まで借り受けてしまいました。このたび、以前の契約が今年度の5月31日に切れてしまったことから、これを機に、本来の利用権設定の申し出を行い、正規の手続きを経て農地を借り受けたいとして、申請したものです。なお、農業経営につきましては、平成21年度より継続して実施しているため、要件等はすべて揃っており、利用状



公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

況としては、すでに北側の2筆にはブルーベリーが、南側の1筆にはジャガイモ等の一般野菜が作付けされており、農地として活用されております。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**11番（岩崎 智子 委員）** 概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。農地を有効に活用していただくこととなりますので、このように決定してよろしいものと思います。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第33号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

#### 議案第34号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、議案第34号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 議案第34号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配布いたしました別紙の裏面をご覧ください。このたびは、121筆、計7万270.92平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断しております。このたびは、農地利用意向調査を行った結果、

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

所有者から非農地判断をしていただきたいと申し出があった農地及び所在が不明であることが判明した所有者又は権利を有する者に係る荒廃農地について議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対するご意見を伺います。この議案に対して、何か質疑や意見がありますか。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第34号については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

## （8）閉 議 ・ 閉 会

**議長（新井 徳弘 会長）** 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成29年第6回定例総会を閉会いたします。